

国分寺市社会福祉法人指導監査実施要領

1 趣 旨

この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 用 語

- （１）この要領で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、要綱において使用する用語の例による。
- （２）この要領において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設・事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の検査を行うことをいう。

3 実施計画

- （１）指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の対象法人、重点項目、実施時期及び具体的方法等を定める社会福祉法人指導監査実施計画（以下「実施計画」という。）を、毎年度一般監査を開始する時までに、別に定める。
- （２）法人や法人が経営する社会福祉事業等の運営に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等により、そのおそれがあると認めら

れる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施する。

4 調査書等の提出

法人には、3で定める実施計画を踏まえ指導監査に必要な監査項目を掲げた「社会福祉法人調査書」（法人の自己点検項目を含む。）（以下「調査書」という。）を作成・送付し、毎年度市が指定する期限までに、調査書及び関係資料の提出を求めることができる。

5 指導監査に係る基準等

指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準等は、要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

6 一般監査の実施

- （1）一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。
- （2）一般監査における実地検査は、原則として1日で実施する。
- （3）一般監査の実施に当たっては、実地検査の日の前までに到達するよう、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該法人に通知する。

ただし、法人又は当該法人が経営する施設等において、重大な問題が発生した場合又は苦情・通報、現況報告書等の確認の結果からその疑いがあるなどの理由により、あらかじめ通知すると当該法人又は施設等の日常における運営状況を確認することができないと認められる場合は、一般監査の開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

① 一般監査の根拠規定

- ② 一般監査の日時
- ③ 検査員の氏名
- ④ 準備すべき書類等

(4) 一般監査においては、原則として係長以上の職にある者を班長とする職員 2 人以上の検査員により検査班を編成する。

なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長の職にある者が相互の関係を調整する。

(5) 実地検査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部署の職員又は法人に関係する者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

(6) 実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付する。

なお、法人に対し検査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加又は変更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

(7) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。

なお、班長は全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。

ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等特に必要と認められるときは、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

7 一般監査の結果及び改善状況の報告等

- (1) 検査員は、実地検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で市長に報告する。
- (2) 市長は、(1) の検討結果に基づき、監査結果を当該法人理事長宛文書で通知する。この場合、「ガイドライン」に定める文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法等を具体的に通知する。
- (3) 一般監査をより効果的なものとするため、(1) の報告及び(2) の結果通知は、実地検査終了後速やかに行う。
- (4) 一般監査結果の文書指摘事項については、法人理事長に対し、改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。なお、改善状況報告書等の提出期日については、(2) の結果通知発送日の30日以内とする。
- (5) 改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等実地において調査（以下「確認調査」という。）を行うものとする。
- (6) (5) により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたとき又は改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結する。なお、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続する。
- (7) (5) により改善内容を精査した結果、確認調査を行ってもなお、法令、定款等に違反している場合や、運営に著しく適正を欠く等、改善の措置が認められない、又は改善の意思が確認できないときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めることができる。

8 特別監査の実施

- (1) 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて、実施するものとする。
- (2) 特別監査は、次に掲げるいずれかに該当する場合に実施する。
 - ア 度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないとき。
 - イ 運営等に重大な問題や不祥事の発生が確認されたとき。
- (3) 特別監査は、監査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、苦情・通報等の情報や一般監査において確認した情報等から疑われる、運営上の不正又は著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施する。
- (4) 特別監査の実施の通知は、一般監査に準じて行う。
- (5) 検査体制は、原則として課長相当職以上の職にある者を班長とする職員3人以上の検査員により検査班を編成する。
- (6) 実地検査終了後、実地検査指導事項票を用いて、法人の役員等に対して、当日の検査結果を講評し、改善の必要な事項と改善方法を口頭で指示する。

ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等特に必要と認められるときは、実地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- (7) 特別監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部署の職員又は法人に関係する者に対し、実地検査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行うことができる。

9 特別監査後の措置

- (1) 検査員は、実地検査終了後、その概況を市長に報告し、必要に応じ関

係部署と協議する。

- (2) 特別監査の結果、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の措置に準じ、後日文書によってその旨の通知を行い、その改善状況について、文書により報告を求める。
- (3) 改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は(2)の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進める。

10 指導監査情報の公表

指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非公開とされる場合を除き、公開に努める。

11 関係機関等との連携

- (1) 指導監査の実施に当たっては、東京都と必要な連携を行う。
- (2) 指導監査に係る情報（指導監査結果等）について、東京都と相互に必要な情報の交換を行う。

12 感染症のまん延下における指導監査

感染症のまん延下における指導監査は、要綱2（1）ただし書き規定に基づき実施するものとする。本指導監査における具体的な取扱は、その時の感染状況などを踏まえ、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。